

# 青森県報

第四千七十号

平成二十七年  
十一月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………( 同 ) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………( 同 ) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………( 同 ) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(港湾空港課) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……三
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(西北地域局) ……四

## 告 示

青森県告示第七百八十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	平成二七・一〇・三〇
かなざわ調剤薬局	青森市金沢一丁目五の六	"

青森県告示第七百八十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いとう胃腸科内科クリニック	弘前市大字早稲田二丁目八の七	平成二七・一〇・二六
調剤薬局ツルハドラッグ八戸売市店	八戸市売市二丁目一三の一五	"
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	二七・一〇・一
なんば耳鼻咽喉科	弘前市大字高田五丁目二の三	二七・一〇・七
訪問看護のぞと	五所川原市大字神山字牧原五六の一	"

訪問看護ステーションあかり

青森市大字羽白字沢田七一九の三

二七・一〇・一四

青森県告示第七百八十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三村申吾

区指定医の氏名	名称	所在地	診療科名	指定年月日	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定
					松井 淳	木村 憲央	朗鈴木 裕一	福島 高之
青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	青森市民病院	青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	青森市東造道二丁目一の二	弘前市大字本町五三	消化器外科	二七・一〇・一六
内分 泌内 科	消化 器外 科	ひ尿 器科	ひ尿 器科	ひ尿 器科	ひ尿 器科	消化 器外 科	消化 器外 科	二七・一〇・一六

青森県告示第七百八十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があった

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医区分
南場 淳司	熊谷 玄太	富田 卓	高橋 淳	大友 教暁	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
なんば耳鼻咽喉科	弘前大学医学部附属病院	青森市民病院	弘前大学医学部附属病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	名称	名称	名称	名称	名称	名称
弘前市大字高田五丁目一の三	弘前市大字本町五三	青森市勝田一丁目一四の二〇	弘前市大字本町五三	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
耳鼻咽喉科	整形外科	整形外科	泌尿器科	泌尿器科	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名
〃	〃	〃	〃	〃	変更年月日	変更年月日	変更年月日	変更年月日	変更年月日	変更年月日
〃	〃	〃	〃	〃	平成 二七・一〇・一	平成 二七・一〇・一	平成 二七・一〇・一	平成 二七・一〇・一	平成 二七・一〇・一	平成 二七・一〇・一

ので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三村申吾

変更前	変更後
青森県立中央病院	難病指定医
青森市東道二丁目一の一	塩崎 崇
弘前大学医学部附属病院	
弘前市大字本町五三	
整形外科	
"	

青森県告示第七百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
医療法人社団 清泉会	居宅介護	ヘルパーステーション アユニオン	平成 二七・二・一
五所川原市字芭蕉一八の四		五所川原市字芭蕉四八の二	
社会福祉法人青森県玉葉会	共同生活援助	つばき 花	
東津軽郡平内町大字盛田字堤ヶ沢一二六		東津軽郡平内町大字小湊字小湊八六の一	
		"	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 物品等の名称及び数量  
液状凍結防止剤供給単価契約一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森空港管理事務所  
青森市大字大谷小谷一の一
- 契約の方法  
一般競争入札
- 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年九月三日
- 契約の相手方の名称及び住所  
有限会社丸山銃砲火薬店  
むつ市小川町二丁目一八の五八
- 契約金額  
一キロリットル当たり 十三万五千元
- 契約の相手方を決定した手続  
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 入札の公告を行った日  
平成二十七年七月八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
粒状凍結防止剤供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森空港管理事務所  
青森市大字大谷字小谷一の五
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年九月三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社サンネクト  
東京都港区芝三丁目一五の一五櫻井ビル五階
- 六 契約金額  
一トン当たり 十三万五千元
- 七 契約の相手方を決定した手続  
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十七年七月八日

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月九日

西北地域県民局長 山 本 馨

五所川原市大字稲実字稲葉七九の七、一〇の九の地の先	位 置	三 八 ・ 四 八 メ ー ト ル	延 長	六 ・ 〇 五 メ ー ト ル	幅 員	平成 二 七 ・ 一 〇 ・ 二 七	指 定 年 月 日
---------------------------	-----	---	-----	--------------------------------------	-----	--	--------------

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭